

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、行政のデジタル化について伺います。

政府は、デジタル庁の創設によって、国、自治体のシステムの統一、標準化、マイナンバーカードの普及促進を進め、各種給付の迅速化や、スマホによる行政手続のオンライン化、民間等のデジタル化支援とともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和などを行うとしています。第32次地方制度調査会の答申が示した地方行政のデジタル化は、単なる行政手続のオンライン化ではなく、国主導による自治体業務の標準化を進めるために、自治体業務の見直しが提起されています。行政のデジタル化で利便性が図られる側面はある一方で、様々な問題も危惧されますが、次の点について町長の見解をお伺いいたします。

窓口業務を手続業務と相談業務に切り分け、手続業務をオンラインにシフトして、職員が介在しなくても完結する業務にするとしています。住民の利便性を向上し、行政の無駄を省くことは必要ですが、手続業務を無人化して行政サービスはよくなるのでしょうか。職員は、住民の状況を把握することが困難になり、住民は行政サービスから遠ざけられ、権利が保障されなくなるおそれがあるのではないのでしょうか。

オンライン申請は、本人確認のために、マイナンバーカードの取得が必須とされています。カードを取得するかどうかは本人の自由意思に基づくべきですが、窓口業務をオンラインにシフトすれば、住民はマイナンバーカードの取得を事実上強制されることになるのではないのでしょうか。自治体においてデジタル化を検討するに当たっては、デジタルの技術は住民福祉の増進を図るとい自治体の役割を發揮するためにこそ活用されなければなりません。デジタル化の技術を窓口の手続業務を無人化したり、職員を削減してこれに置き換えるための代替手段として導入するのではなく、職員が全体の奉仕者の役割を發揮でき、職員の労働負担を軽減するための補助手段として活用する取組が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

政府の対応は、障害のある方や高齢者など、デジタルを使いこなすことが困難な条件や環境にある人、経済的事情でIT機器が利用できない人などへの具体策がありません。窓口業務をオンライン化する場合であっても、手続業務を担当する職員は引き続き配置し、住民が職員と直接やり取りができる体制を確保することが必要です。また、システムが災害やトラブルなどによって

機能しなくなったときに、職員が即時に対応できる体制も確保すべきだと思いますが、いかがお考えですか。

デジタル化で便利になるといっても、個人の尊厳やプライバシーを侵さない仕組みやルールをはっきりさせた上で進めるべきです。個人情報保護条例について、住民の人権を侵すような規制の後退をさせないことや、個人情報保護を侵害するマイナンバーカードの取得を誘導・強制するようなシステム化は行わせないことが重要だと思いますが、見解をお伺いいたします。

国による行政サービスの標準化やシステムの共同利用の押しつけを許さず、デジタル化の是非や、デジタル化をする場合の範囲、条件も含め、住民の意思を踏まえてそれぞれの自治体が自主的に決めるようにすることが大事ではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和2年6月26日、地方制度調査会から内閣総理大臣へ手交された第32次地方制度調査会の答申では、2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の課題に加え、大規模な自然災害や感染症等のリスクに対して的確に対応するため、議員ご指摘の地方行政のデジタル化を進めることが課題の一つとしております。

その答申では、デジタル化の取組の方向性として5項目を掲げております。1点目は、国・地方が協力して行政手続のデジタル化を推進すること、2点目は、地方公共団体の情報システムの標準化をすること、3点目は、AI等の最先端技術を活用すること、4点目は専門人材の確保等人材面の対応、5点目は、データの利活用と個人情報保護制度の在り方について検討することの5項目です。

そこで、ご質問の1点目ですが、議員がご指摘した手続業務を無人化するということは、この答申では提言されておられません。あくまで住民の利便性向上の一つの手段として、オンライン化を進めるという趣旨となっております。また、実際、全町民がオンラインで行政手続を完結するということは課題が多いと考えており、手続業務を無人化するということは難しいものと存じます。

ご質問の2点目、マイナンバーカード取得の強制化についてですが、現時点において、マイナンバーカードの取得は任意となっております。また、ご承知のとおり、マイナンバーカードは国の施策でありますので、今後も国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと存じます。

ご質問の3点目及び4点目については、先ほど申し上げたとおり、行政手続のデジタル化が進

んだとしても、手続業務を完全に無人化することは現実的ではなく、現段階の見通しにおいては、引き続き担当職員が対応して業務推進していくことになるものと認識しております。

ご質問の5点目、個人情報保護制度については、現在国において、自治体に国と同じ規律を適用し、定義や取扱いを共通化するなどとした共通ルールを設ける方向で検討を進めているとのことですので、今後の推移を注視しながら適切に対応してまいりたいと存じます。

ご質問の6点目、行政サービスの標準化やシステムの共同利用についてですが、この答申の中では、法令で定められ自治体の創意工夫の余地が小さいとされている事務については、サービス標準化の必要性が高いとしつつも、標準化に当たっては、地方公共団体の規模による差異や業務の内容、組織の在り方など、地方公共団体の有する自主性を配慮するとしておりますので、押しつけで実施させるというものではないものと存じます。

なお、議員ご承知のとおり、県内12町村においては、国の押しつけではなく自主的な判断のもとで既に電算システムの共同利用を果たしており、現在大きな問題もなく、円滑に行政事務を推進しているとともに、電算事務に係る経費もかなり軽減しているところです。

いずれ、行政のデジタル化を含めたこの答申で提言されていることは、国・地方が直面する課題に対して、国・地方を通じてさらに幅広く議論されていくべき内容であることから、今後もその内容や動向について注視してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 今後の課題だとは思いますが、1点、個人情報の問題で、すごく気になるという点、国が進めようとしていることは、大きく一元的に情報をコントロールしていくということで、民間企業にそういうものが流れていく危険性があるということも危惧されています。個人情報が民間企業等に不用意に流れないように、個人情報を自己コントロールできるようにすることということが、本当に大事になるということも言われておりますし、また、この国が進めていこうとしているデジタル化が、国や大企業が個人の情報を吸い上げて、管理統制を強めていく、こういう危険性があるということも言われています。私はそこのところはすごく、これから問題になっていく大事なところだと思いますので、今後の国のやり方ではありますけれども、地方に対して意見を求められたときに、ぜひそういうことをしっかりとやっていくように、意見なども言う機会がありましたら、ぜひそういうことを言っていただきたいなということを思いますが、その点をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

あまたの制度を新たに設計するといった場合には、必ずやリスク管理、リスク想定というものをしながら制度設計されるものと存じます。そうした一連の思考の中で、今般の情報の管理についても、当然ですがリスクについて想定、あるいはそれを回避するための対応策というものを準備し進めていくものと存じますので、議員がおっしゃったご質問について、あるいはご心配については、制度設計する段階において十分に議論されていると私は考えております。

なお、国に対して意見を言う機会があったらという話については、当然ですが様々な制度設計において、ここについて注意すべきという観点については、話をできる機会があれば話をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 高齢者などへのPCR検査を実施することについて質問いたします。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、誰が感染してもおかしくない状況が続いています。感染拡大防止には、検査体制の拡充をし、陽性者を早期に保護、治療へとつなげることが大事だと思います。PCR検査を希望する高齢者や基礎疾患のある方に、市町村が検査体制を整備した上で、行政検査以外の検査事業を独自に行う場合に、国が費用の一部を助成する事業が実施されています。仙北市や小坂町などのように、県内市町村でも実施する予定であることが報道されていますが、感染した場合の重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患のある方に対し、当町でも国の助成事業を積極的に活用し、PCR検査を実施すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の国の助成事業は、新型コロナウイルス感染症の重症化の抑制及び市町村における高齢者等への検査に係る取組を支援することを目的に、65歳以上の高齢者や基礎疾患のある方が、本人の希望により自由診療による検査を受ける場合に、国が一定の費用を助成するというものです。

本事業については、県への申請期限である10月26日までに町内医療機関に対して自由診療実施の意向確認を行ったところ、実施する意向の医療機関はなく、加えて、12月16日申請期限の追加

申請においても、町内では実施する意向の医療機関はない状況でした。

また、「症状のない人の検査より症状のある人を漏れなく検査できる体制の構築が最優先である」という県医師会や大曲仙北医師会の認識もあり、こうした状況も踏まえたご判断と存じますが、先日は、実施を表明していた県内自治体で、その実施を保留するとした報道があったところ  
です。

こうした状況を総合的に踏まえたと、現時点では、本事業を利用してPCR検査を展開することは困難と存じます。

なお、大仙保健所管内では、新型コロナウイルスに関連し、診療、検査医療機関として24か所が登録されており、症状がある場合は、その医療機関を受診することで検査を受けることが可能ですし、検査できない医療機関の場合は、検査できる医療機関を紹介するなど、迅速に検査できる体制が強化されてきているところです。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 状況は分かりましたが、感染拡大を防ぐという中の一つに、もちろん症状のある人、濃厚接触者、そういう方々を検査する医療体制というのが十分されなければもちろんいけないことですが、今のいろいろな報道を見ていると、無症状の方が、特に若い方ですけれども、無症状なゆえにあちこちに感染を広げていると、そういうことが大きいということも一つ報道されています。そういう方々を早く検査して、その状況をつかんで、そういう方々を保護するという、そこで感染を防ぐという、そういうやり方も一つ方法があると私は思います。以前の質問でも言いましたけれども、その点は一つすごく大事なことではないかと思えます。今回の高齢者のこの状況は、町内のそういう医療機関で受けるというところがなかったということがありますけれども、やっぱり今後、ほかの大都市なんかでは、社会検査というんですか、そういう自由診療の検査というので拡大を防ぐということをやっていますので、ぜひ今後、そういうことも、増える状況にあればこそだとはもちろん思いますが、そういうこともぜひ検討していただきたいと思えます。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

悉皆調査が物理的に可能であるならば、議員おっしゃるとおり無症状の方も含めて、悉皆調査をすることが望ましいと存じます。しかしながら、理想を具体化する段階においては、必ず制約

要因というものがあまして、今現在、その制約要因を最大小さくしながら、検査を拡充した結果として、先ほど答弁した形になっているところですので、議員がおっしゃることは理想論としては分かりますが、現実問題としては、そうした制約要因をどうクリアしていくのかということに、日々、医療関係者はじめ行政関係者が、日夜汗を流しているところでもありますので、そうした点もご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。